（大規模な災害に際しての手数料の減額又は免除）

第二十四条　法第二十条第六項の規定による国に納付すべき手数料の減額又は免除は、原則として、次に掲げる申請のうち、外務大臣が特に必要と認めるものについてすることができる。

一　国内においては、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）又は被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）が適用された市町村（特別区を含む。次条第一項第一号において同じ。）の区域においてこれらの法律の適用に係る災害により被害を受けた者による申請

二　国外においては、災害（その種類及び規模を勘案して特に必要があると領事官が認めるものに限る。）が発生した地域において当該災害により被害を受けた者による申請

（減額又は免除の申請）

第二十五条　国内において法第二十条第六項の規定による国に納付すべき手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般旅券の発給の申請にあっては法第三条第一項各号、一般旅券の渡航先の追加の申請にあっては法第九条第一項各号、渡航書の発給の申請にあっては第二十二条第二項各号にそれぞれ掲げる書類及び写真に加え、原則として次に掲げる書類を提出しなければならない。

一　前条第一号の災害による全壊、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害の程度を証明する書類

二　前条第一号の災害で被災した地域に居住していたことを証明する書類

2　国外において法第二十条の二第三項において準用する法第二十条第六項の規定による国に納付すべき手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般旅券の発給の申請にあっては法第三条第一項各号、一般旅券の渡航先の追加の申請にあっては法第九条第一項各号、渡航書の発給の申請にあっては第二十二条第二項各号にそれぞれ掲げる書類及び写真に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一　前条第二号の災害で被災した地域に居住していたことを証明する書類

二　前条第二号の災害による全壊、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害の程度を証明する書類（所在国が当該書類の発行等を行わない場合には、当該災害による被害の程度を示すその他の資料）

（申請書等の紙質等）

第二十六条　別記様式の申請書等のうちＯＣＲに用いるものは、その紙質、印刷等について外務大臣の承認を受けたものでなければならない。

2　旅券に係る申請書及び請求書は、折損し、又は汚損したものであってはならない。

（読替規定）

第二十七条　旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第六条第一項ただし書の規定に基づき外務大臣が同項各号に掲げる事務を自ら行う場合には、この省令の当該規定中「都道府県知事」とあるのは、「外務大臣」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）の施行の日（令和五年三月二十七日）から施行する。

別表第一：写真の規格

別表第二：本人確認書類関係

別記第一号及び第一号の二：一般旅券発給申請書（10年旅券）

別記第二号及び第二号の二：一般旅券発給申請書（5年旅券）

別記第三号及び第三号の二：一般旅券発給申請書（残存有効期間同一旅券）

別記第四号及び第四号の二：申請書類等提出委任申出書

別記第五号及び第五号の二：公用旅券発給請求書

別記第六号及び第六号の二：一般旅券受領証（書面手続用、電子手続用）

別記第七号：交付時出頭免除願書

別記第八号：公用旅券受領証

別記第九号：一般旅券渡航先追加申請書

別記第十号：一般旅券受領証（渡航先追加）

別記第十一号：公用旅券渡航先追加請求書

別記第十二号：在留届

別記第十三号及び第十三号の二：紛失一般旅券等届出書

別記第十四号：紛失一般旅券等届出時出頭免除願書

別記第十五号：紛失公用旅券等届出書

別記第十六号：渡航書発給申請書

別記第十七号及び第十七号の二：渡航書受領証（書面手続用、電子手続用）